

食中毒警報の発令について

このことについて、本日、次のとおり食中毒警報を発令したのでお知らせします。

食中毒が発生しやすい気象条件になっています。食中毒の発生を未然に防止するため、別添資料を参考に、食品の取扱いに十分注意してください。

1 発令者

北海道静内保健所長(日高振興局保健環境部静内地域保健室長)

2 発令番号及び発令日時

第 6 号

令和 3 年 7 月 30 日 (金) 10 時00分 (72 時間)

3 発令解除日時

令和 3 年 8 月 2 日 (月) 10 時00分

4 発令区域及び発令基準

発令区域	発令基準	摘要
静内保健所管内全域 (新ひだか町、新冠町、 平取町及び日高町)	①	

警報発令基準

①最高気温28℃以上が予想される場合

②前2日間のそれぞれの日最低気温が20℃以上で、かつ、湿度が85%以上の場合

③前2日間のそれぞれの日平均気温が23℃以上で、かつ、湿度が85%以上の場合

④その他警報発令者が特に必要と認める場合

5 気象状況

	気温		午前9時の		予想最高 気温(℃)	備考
	平均	最低	気温(℃)	湿度(%)		
本日			26.0	92	28.0	
前日	24.0	22.7	24.0	100		
前々日	25.0	19.9	30.0	78		